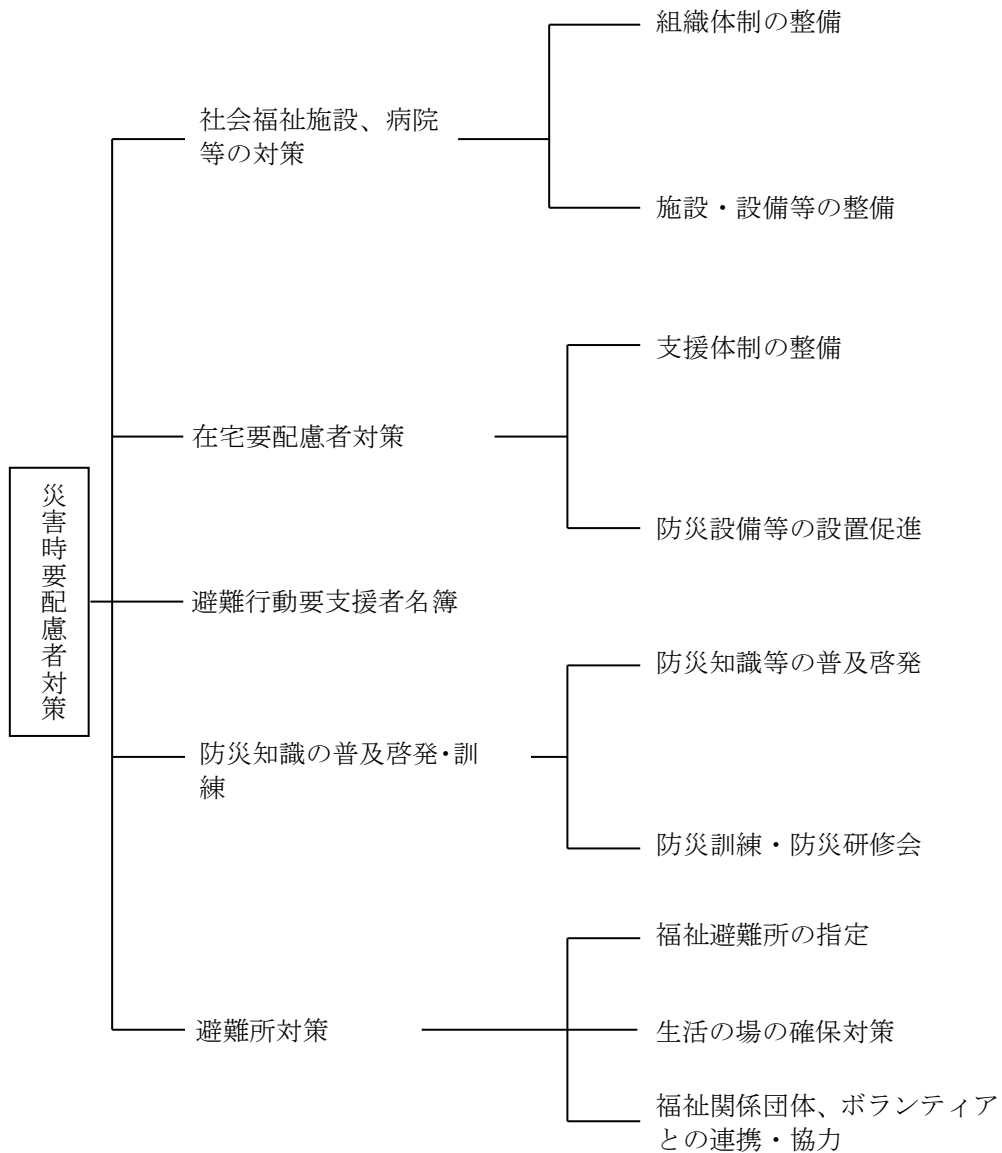


## 第9章 災害時要配慮者対策

### 基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な災害時要配慮者となることから、平常時からこれらの災害時要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅災害時要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



## 第1節 社会福祉施設、病院等の対策

### 第1項 組織体制の整備

- 1 町は、次の事項に注意し、組織体制の整備を図るものとする。
  - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。  
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
  - (2) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 町は、社会福祉施設、病院等について、災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
  - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。  
また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
  - (2) 別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域等に所在する要配慮者施設」に示す、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定して、町長に報告する。  
また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- (3) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
- (4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

### 第2項 施設・設備等の整備

- 1 町は、社会福祉施設、病院等の管理者を支援し、災害時における入所者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 町は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 町は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線、和木町防災メールの一斉配信、戸別受信機の設置、町HP、文字放送、防災アプリ、防災行政無線テレホンサービス等の防災情報伝達・確認手段の整備、運用を進める。また、施設の避難状況等を把握するため、施設との交信手段の取り決め等連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
  - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
  - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者等の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

## 第2節 在宅要配慮者対策

### 第1項 支援体制の整備

町は「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、下記の支援体制の整備を実施する。

- 1 町は、地域において災害時要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、災害時要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、消防団との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、

避難支援計画の策定等に努める。

2 町は、次の事項に留意し、災害時要配慮者の事前把握に努める。

- (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
- (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

3 町は、災害時要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。

4 町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により災害時要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

5 町は、災害救助関係業務に加え、要配慮者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

6 町は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の住宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

7 町は、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」に基づき、避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を実施する。

## 第2項 防災設備等の設置促進

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

## 第3節 避難行動要支援者名簿

1 町は「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

2 町は、企画総務課（防災担当）と保健福祉課（要配慮者支援班）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 避難支援等関係者となる者及びその安全確保
- (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる処置
- (6) 要配慮者の円滑な立ち退き避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

4 町は、避難支援等に携わる関係者として「和木町要配慮者支援マニュアル」に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認態勢の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置

を講じるものとする。

#### 第4節 防災知識の普及啓発・訓練

##### 第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 町は「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 町は、地域における災害時要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、災害時要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

##### 第2項 防災訓練・防災研究会

町は「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 第5節 避難所対策

町は「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、災害時要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

- 1 福祉避難所の指定  
町は、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に示す、災害時要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した施設を福祉避難所として指定する。
- 2 生活の場の確保対策  
避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町村、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力  
避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。